

○南空知公衆衛生組合職員暫定再任用実施要綱

〔 令和6年3月1日 〕
要綱第1号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第32号。以下「整備条例」という。）及び南空知公衆衛生組合職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和5年規則第5号）に定めるもののほか、職員の暫定再任用（整備条例附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（暫定再任用職員の任期）

第2条 暫定再任用職員（整備条例附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を基本とする。

（暫定再任用意向調査）

第3条 組合長は、毎年8月末までに、翌年3月31日に定年退職となる職員及び任期満了となる暫定再任用職員等に暫定再任用意向調査書（別記様式第1号）により調査を行うものとする。

（選考結果の通知）

第4条 組合長は、暫定再任用職員の選考の判定を行ったときは、暫定再任用選考結果通知書（別記様式第2号）により暫定再任用を希望する職員に通知するものとする。

（勤務時間）

第5条 暫定再任用職員の勤務時間は、次の各号に掲げる勤務形態の区分に応じ、当該各号に定める勤務時間とする。

- (1) フルタイム勤務 1週間当たり38時間45分
- (2) 短時間勤務 1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とし、1日につき7時間45分を基本として設定した時間

- 2 暫定再任用職員の勤務時間は、フルタイム勤務を基本とする。ただし、業務に適切な雇用形態、公務の運営上の事情等によってフルタイム勤務が適当でないと組合長が認めるときは、短時間勤務とすることができる。

（週休日）

第6条 暫定再任用職員の週休日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) フルタイム勤務職員 日曜日及び土曜日

(2) 短時間勤務職員 日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間の中で設ける日

- 2 組合長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、週休日を別に定めることができる。

（休暇）

第7条 暫定再任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

- 2 暫定再任用職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) フルタイム勤務職員 定年前の職員に準ずる日数

(2) 短時間勤務職員 20日に短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数

- 3 定年退職後引き続き採用された暫定再任用職員の年次有給休暇の日数は、当該退職前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。暫定再任用の任期の更新をしたときも、同様とする。

- 4 暫定再任用職員の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の休暇の付与については、フルタイム勤務職員及び短時間勤務職員のいずれも、定年前の職員の例により認めるものとする。

（暫定再任用職員の職種）

第8条 暫定再任用職員の職種は、定年退職前に在職していた職種と原則として同様とする。

（職務の級）

第9条 暫定再任用職員の職務の級は、定年退職時の職務の級にかかわらず、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定める級とする。ただし、職務の困難度等に応じて、組合長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(1) 行政職給料表（1） 2級

(2) 行政職給料表（2） 2級

（公務災害補償）

第10条 暫定再任用職員の公務上の災害又は通勤災害の補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（健康保険等）

第11条 暫定再任用職員は、雇用時間に応じて地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合の組合員となるものとする。

2 前項に規定する職員のうち、短時間勤務職員は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険の被保険者となるものとする。

3 暫定再任用職員は、雇用時間に応じて雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者となるものとする。

（旅費）

第12条 暫定再任用職員が公務のため旅行する旅費は、南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）に定めるところにより支給する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

暫定再任用選考結果通知書

氏 名

生年月日

年 月 日

暫定再任用する
選考の結果、あなたを ことと決定したので通知します。
不採用とする

南空知公衆衛生組合長